

平成26年8月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成26年8月19日〔火曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会長	4番	脇田 峰生
職務代理	8番	日笠山 隆
委員	1番	小倉 伸一
//	2番	橋口 好文
//	3番	瀬川 寅夫
//	5番	石寺 政和
//	6番	岩本 延男
//	7番	浦口 幸夫
//	9番	日高 仙三
//	10番	中村 正幸
//	11番	河本アツミ
//	12番	南 重徳
//	13番	古田 洋美
//	14番	白河 澄雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明願いについて
議案第4号 あっせんについて
議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について
議案第6号 西之表市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見の聴取について

○事務局

時間になりましたので、8月の定例総会を開催します。開会にあたり会長のあいさつをお願いします。

○会長

おはようございます。会長として本日が初めての定例総会ということで、緊張しておりますけれども、3年間適度な緊張を持って一生懸命頑張っていきたいと思いますので、皆さんの協力をよろしくお願いします。

さて、先日の台風11号はかなり大型で、進路も危ぶまれ心配しておりましたが、幸いなことに米はもうほとんど収穫が終わっており、米の被害はなかったようですが他の作物に被害があったようです。

農林水産課の調べによりますと、被害額はさとうきびが約4千万円、いもが約1千万ということで、計約5千万円と試算をされているようでございます。

これからも台風の接近や上陸があるかと思えますけれども、被害が少なくあってほしいものだと思います。さらに、明後日は鹿児島市で3年に1度の農業委員大会、その翌日は県内研修も計画されております。これについては、後もって事務局から説明があると思いますので、皆さんの参加をよろしくお願いします。

○議長

それでは、これより8月の定例総会を開催します。初めに、日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員には8番日笠山委員と、9番日高委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条許可申請について」を説明いたします。資料は、1ページになります。今月は、所有権移転4件、賃借権1件、合計5件の申請がありました。

まず1番です。下西の池野地区です。台帳現況地目が畑の4筆で合計面積が2074平米を賃貸借により1年間貸借するものであります。

2番です。国上の上古田地区であります。台帳現況地目は畑の2筆で、合計面積が3299平米を売買により所有権移転をするものであります。

1番と2番の借人、譲受人は同じ農家であり許可後の経営面積は5373平米となり、下限面積の50アールを超えます。

3番です。国上の野木平地区です。台帳現況地目は、畑の3筆で合計面積は7346平米を親から子へ贈与で所有権移転をするものであります。

許可後の経営面積は7346平米となり、下限面積の50アールを超えます。

次のページをお開きください。4番です。伊関の又延地区の土地であります。

台帳現況地目が田の1筆で、面積5117平米を親から子へ贈与により所有権移転するものであります。

5番です。伊関の又延地区で、台帳現況地目が畑の5筆、合計面積12769平米を祖父から孫へ贈与により、所有権を移転するものであります。

この4番、5番は新規就農者で、所有権を移転するようです。

以上本件1番から5番までは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で議案第1号に係る説明を終わります。

○議長

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

○5番委員

5番です。番号1について説明いたします。12日、貸人立ち会いのもと現地調査を行いました。貸人と借人は、義理の兄弟になっております。借人は以前三重県に在住しておりましたが、定年で妻の出身地である種子島で農業を始めるということでした。

現在、国上の上之古田に在住しており、サトウキビとネギの栽培をしております。

台帳は4筆となっておりますが、現況は1枚の畑です。

また、農機具については、耕耘機を1台所有しトラクターなどは妻の実家のものを使用するということでした。貸借期間は1年となっておりますが、今後も継続して貸しても良いということでした。以上です。

○8番委員

8番です。番号2、3について説明します。番号2の譲受人は1番と同じ方です。

この農地は、自宅の前と上にあるほ場です。畑の名義は現在義理の兄になっていますが、今回本人の名義に替えるということです。なお、昨日本人と会って現場も確認してまいりました。申請通り間違いありません。

番号3の譲受人は、野木平在住でお父さんより贈与で譲渡してもらうということでした。この3筆については、現在お茶を栽培しております。そのままの状態でも新規就農される娘さんに引き継ぐということです。ここも問題はございません。以上です。

○12番委員

12番です。番号4につきまして説明申し上げます。先ほど事務局のほうからありましたように、親からの贈与ということです。

5番につきましては、祖父から孫への贈与で、譲受人は新規就農ということです。

昨日現場も確認をしております。この方は、農業法人からハーベスターを譲り受けまして、今年からきびの収穫もおこなうということで、大変意欲のある若者です。

○議長

議案第1号について、事務局並びに担当委員の方から説明がありました。

質疑のある方は、挙手をお願いします

○議長

はい、異議なしということですので採決します。議案第1号農地法3条の規定による許可申請の1番から5番について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成ですので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の1番から5番について、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

次は議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を説明します。

資料は3ページになります。今月は、農業用施設への転用1件の申請がありました。

スライドをお願いします。申請地は、現和上之町地区の土地で、台帳現況地目とも畑、面積1131平米であります。申請理由としましては、現在サトウキビの栽培と受託作業をしておりますけれども、作業の効率化を図るため、さとうきび精脱葉施設を申請地に設置したいとのこととあります。

申請地は、今年の4月に第3条で取得した農地であります。本来第3条申請で農地を取得後、期間を空けずに転用することは認められません。

しかしながら、本年は農用地区域見直しで用途変更が出来ませんので、農用地区域外の農地を探す必要がございます。4月の3条許可時点では、他の土地に設置する予定でしたが道路が狭く大型機械による搬入ができないため、その場所は断念することになりました。従いまして、農用地区域外の土地で道路に隣接している場所を検討した結果、今回の申請地が候補に挙がったということです。

利用目的が農業用施設で作業の効率化を目的とした転用であり、正当な理由ということで転用はやむを得ないと判断し、今回の申請となりました。

面積としましては、精脱葉装置に100平米、装置の上に建屋が90平米、残りの1031平米は収穫したさとうきび置場と車の作業スペースとなっております。

土地の条件は、農振農用地区域外であり、市街化が見込まれる区域内にある農地以外の中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。

周辺は、西と北が山林で、東に原野、南に道路となっております。資金としましては、農業近代化資金及びアグリメイク資金の借り入れ申し込み受付証明と強い農業づくり交付金事業の国庫配分予定額通知の原本証明が添付されております。

また、被害に関する誓約書等も提出されていることから、転用による被害はないと判断されます。委員の皆様のご審議よろしくをお願いします。

○議長

これにつきましては、昨日現地調査が行われております。調査委員の方はご苦勞様でした。それでは調査委員長の報告をお願いします。

○2番委員

はい2番です。農地法第4条の規定による許可申請の番号1について調査報告します。ただ今事務局より詳細な説明があったように、この場所しか適地がないということがありました。また、ハーベスター用の精脱施設を造るということですから、農業振興に大いに役立つ施設であり、早期に完成することを願っております。

さらに現地は、他に迷惑をかける施設でもありませんので、何ら転用に問題はございません。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

○7番委員

はい、7番です。私も調査委員長の報告のとおりですけど、他に迷惑をする施設でもありませんし、ほ場整備区域外で畑かん施設もありません。

それと、非常に道路の利便性が良いところであります。位置も庄司浦、田之脇、浅川のほぼ中央部ですから、適地ではないかと思っております。よろしくをお願いします。

○議長

それでは、議案第2号について質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

異議がないようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」1番については許可することとし、県の常任会議に諮問いたします。

○議長

続きまして議案第3号「非農地証明願いについて」を審議します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「非農地証明願いについて」を説明いたします。資料は4ページです。

1番です。住吉里之町地区の土地であります。台帳地目は畑ですけれども、昭和60年以前から耕作せず、現在山林となっております。交付基準1の(ウ)に該当します。

2番です。下西の川迎地区の土地であります。台帳地目は畑ですけれども、昭和55年頃から耕作せず現在山林となっております。交付基準1の(ウ)に該当いたします。

3番です。現和上之町地区の土地であります。台帳地目は田ですけれども、平成13

年以前から耕作せず、現在山林となっております。資料の方は、現況、利用状況、備考欄等で原野となっておりますが、ここは山林に訂正をお願いいたします。

交付基準1の(ウ)に該当いたします。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。これも先日現地調査が行われております。

調査委員長の報告をお願いいたします。

○2番委員

はい、2番です。非農地証明願いについて報告します。番号1、2、3はすべて山林でした。調査委員の1番委員、各担当委員も山林ということで意見の一致を見ております。以上で報告を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

○3番委員

3番です。今、委員長の方から詳しく説明がありました。私も昨日立ち会いましたが山林に間違いありませんでした。以上です。

○5番委員

5番です。2番については調査委員長の説明のとおり、何ら問題はないと思います。

以上です。

○7番委員

7番です。番号3につきまして、調査委員長の報告のとおりです。

○議長

ただ今調査委員長、担当委員の方から報告を受けました。これについて、質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

質疑がないようですので採決します。議案第3号「非農地証明願い」の1番、2番、3番について非農地として承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第3号「非農地証明願い」の1番、2番、3番については非農地として承認致します。

○議長

続きまして、議案第4号「あっせんについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号「あっせんについて」を説明します。資料は5ページになります。

今月のあっせん申し出は「売りたい」と「貸したい」がそれぞれ1件であります。

まず、「貸したい」です。場所は、古田の十三番地区であります。古田字瀬戸で、台

帳現況地目は畑、面積は1074平米、農用地区域内の農地であります。

標準額で貸したいとのことであります。2年くらい不耕作で荒れておりますが、実測は1400平米ほどであります。場所が、古田地区でありますので、担当の6番岩本委員と5番石寺委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

続きまして、「売りたい」で、場所は住吉の能野地区です。住吉字大平で台帳現況地目は畑、面積は1072平米でほ場整備をしている土地です。売買価格につきましては、50万円で売れば最高ということですが、要相談ということで、なるべく早く買い手を探してほしいとのことでした。あっせん委員は地区担当の1番小倉委員と場所に近い5番の石寺委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長

今説明がありましたが、最初の場所は2年ぐらい耕作していないということですが、これはすぐ畑になるような状態ですか。

○事務局

現場は確認しておりません。

○2番委員

はい。この農地は農振地域に入っているのですかね。

○事務局

ここは農用地区域内です。

○2番委員

それでしたら耕作放棄地の再生事業を活用したら、また、借る人もいると思っておりますので、担当委員はそういう説明をしたらよろしいと思っております。

○議長

事務局におたずねしますが、荒廃した農地を畑に戻す場合の借り賃については、以前は3年間程無料ということがありましたが、今もそういう所はあるのですか。

○事務局

あくまでも、貸し手と借り手の話し合いですので双方で決めていただければ良いと思っております。なお、再生事業に関しては賃料の問題ではなく、あくまで畑に戻す経費に対する補助になってきます。従って再生経費、賃料は当事者同士で話をしてもらうということになります。

○議長

この件に関して、質疑はありませんか。

○議長

無いようですのであっせん委員は、あっせんの方をよろしくお願いたします。

○議長

次は議案第5号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明します。

1の1ページをお開きください。利用権の設定です。

期間が平成26年9月1日から平成27年8月31日の1年間、地目畑、面積69822平米、うち更新分69822平米、利用権の設定をする者1法人、設定を受ける者10人です。ここは古田の広掛地区の茶団地です。

平成22年5月に鹿児島県地域振興公社が保有合理化事業で買い入れ、4年後の平成26年5月に茶農家に売り渡す予定でありましたけれども、売り渡しが来年の3月まで延びたため、その間の貸借契約を結ぶものです。

なお、本登記が終了していないため、仮地番となっております。

2段目です。期間が平成26年9月1日から平成31年8月31日の5年間、地目畑、面積512平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者1人、利用権の設定を受ける者1人です。

内訳につきましては、1-2ページを詳細につきましては、1-3ページから1-13ページをご覧ください。

以上すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき、審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長

ただ今事務局より議案第5号について説明がありました。今月は利用権の設定だけの申請であります。それでは、各担当委員の報告をお願いします。

○6番委員

はい、6番です。番号1から10番について報告いたします。12日に現地調査をいたしました。現地は事務局から説明がありましたが、中山間整備事業では場整備をした古田広掛の茶団地であります。利用権の設定をする方は県地域振興公社で受ける方は種子島茶生産組合の10名の組合員です。

ここは、今年登記して個人に引き渡す予定でありましたが、登記が遅れたため使用貸借を1年間更新するという申請であります。現地はほとんど茶の植え付けが済んでおります。また、5月には補助事業でシカ対策の金網も3千メートル弱自分たちで設置しております。更新手続につきましては、農地保有合理化事業で事務局がすべて行っております。申請については、特に問題はありません。以上です。

○9番委員

はい、9番です。番号11につきまして説明します。貸人の方は横浜に住んでおられまして、借人は大規模な園芸の認定農家であります。

この件につきましては、貸人が5月の連休に帰省した際に相談を受けておりまして、6月頃お互い話し合いをして決まっていた訳ですが、申請書が中々送って来なかったため、

今月の申請になったところです。現在は、安納いもの作付けしております。

なお、借人の方が7月に法人となっております。今回は個人での申請ですが、今法人の方に移行する手続をしております。申請どおり間違いございません。

○議長

はい、ありがとうございました。それでは、質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

異議なしの声がありましたので、これより採決をいたします。

議案第5号「農用地利用集積計画策定に係る利用権の設定」1番から11番について、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

全員の賛成ですので、利用権の設定1番から11番については原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

次は、議案第6号「西之表市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○農林水産課

農林水産課の鶴木と申します。私のほうから西之表市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想について説明をいたします。

農業経営基盤強化促進法が昨年12月13日に改正をされまして、平成26年4月1日に法施行されたところでございます。

それに伴いまして、本市で定めています農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直しを行うものでございます。

皆さんには、新旧対照表をお配りしておりますので、これに沿って4つの改正点について、説明をさせていただきたいと思っております。

まず1点目に、新規就農者の促進の更新及び制限等が目標とすべき所得の水準及び労働時間を新たに追記しております。

これにつきましては、現在、県のほうで認定就農者制度がございまして、県のほうで認定審査を行っているところでございます。これが新たな農業経営基盤強化促進法で市の方に認定機関が移りまして、新たに認定新規就農者という制度が創設されます。

その青年等就農計画につきまして、この農業経営基盤強化促進法の中で基準を定めるものとなっております。認定農業者の経営改善計画の青年が目標とすべきものというような形の制度でございます。

具体的には、第1の大まかな所得水準といたしまして、青年等が目標とすべき所得を150万円程度、労働時間を認定農業者と同様の2千時間程度と定めております。

2点目に、農用地利用の集積目標の変更をさせていただいております。

これにつきましては、農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして、県の方が定めて

おります基本方針も変更をされております。

その中で、県の方が平成32年度までの目標を50%と謳っておりましたが、農用地集積の目標を新たに国のほうから要請がありました90%という形で変更を行っております。それに伴い本市でも現状を踏まえまして、目標数値を70%に設定しております。

3点目に新たに農地中間管理事業ができた関係で、今までの農地保有合理化事業が廃止をされております。これにつきまして、基本構想の中で農地保有合理化事業の文言を削除してございます。

4点目の変更として、新たに創設されました農地中間管理事業を追記しております。

大まかに4つの変更をさせていただきました。

これに伴い市の方で広く市民の意見を募集するため、7月10日から8月8日までパブリックコメントということで、市のホームページにこの基本構想を掲載しましたが、特に意見はございませんでした。

今回市民の意見の募集を終了し、農業経営基盤強化促進法の施行規則第2条に基づきまして、西之表市農業委員会、種子屋久農業協同組合の意見を聴取することとなっておりますので、議題とさせていただきました。

今後の流れといたしましては、県知事の方に今回の意見の聴取の回答を提出いたしまして、その後公告を行います。この変更については、9月30日までに終わらせることとなっておりますので、よろしくお願いたします。以上で説明を終わります。

○議長

はい、ありがとうございました。事務局の方は何かございませんか。

○事務局

今までこの基本構想に基づく利用集積計画に沿って、担い手農家に対し貸し借りや所有件移転を認定しているところです。

今回、そこに中間管理事業が追加されたということになります。

また、認定農業者を認定するのも基本構想に基づいてやっておりますが、そこに認定新規就農者という区分ができて、集積計画、農地中間管理事業も申請ができるようにするための法整備です。以上です。

○14番委員

ちょっと伺います。今説明がありましたが、色々な事業内容は地域の農家や新規就農者に対して、説明ができないわけです。農地中間管理事業についても、何回か説明を受けたが中々理解できないところがあります。だから、しっかりした窓口をつくって相談できるような体制をつくっていただきたいと思います。

○議長

少しお待ちください。議長として、今から質疑の場を設けます。

今農林水産課並び事務局から説明がありましたけれども、それについて14番委員の方から質問があったのですが、農林水産課は解る範囲で回答をお願いします。

○農林水産課

説明会ということについて、お答えします。農林水産課では座談会や農政事業説明会を通して説明をさせていただく場を設けていますが、中々人が集まらないのが現状です。

それにつきましては、農業委員の皆様や農協の推進員で農家の皆さんにも周知していただく必要があると思っております。

そこでは誤解を与える周知をしてしまったりする場面も出てくることもあると思いますので、そこは農林水産課の方から農家の皆さんにきちっと説明することも必要でありますので、色々な会合に呼んでいただければ、そこで詳しい説明を行う形を取りたいと思います。

なお、農地中間管理事業につきましても、施策説明会で説明をさせていただいたのですけれども、まだ周知がされてない状況でございますので、人・農地プランの検討会の場などでも説明をしていきたいと考えております。

その際は、農業委員会の方でも御協力をよろしく願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございました。

○14番委員

私が言いたいのは、農林水産課に相談に行ったら誰に聞けばすぐ回答できるかということ です。

○2番委員

はい。農林水産課の方にはいろんな事業がありますが、我々農業委員といたしましては、農家に周知徹底をしていくには、各委員が農林水産課に足を運んで、職員に詳細について、説明を求めて我々も勉強をして担当地区の農家に伝える努力をするべきだと思います。以上です。

○議長

はい、今14番委員がおっしゃるように、確かにわからないことがあります、今2番委員が言われたように委員自ら農林水産課に行って質問をしていただきたいと思えます。また、14番委員の意見としては、農林水産課に質問に行った時誰に聞いたらいいかということをはっきりしてほしいということだと思います。他に何か意見はございませんか。

○13番委員

はい。13番です。今回もらった資料に私もずっと目を通しました。この基本構想が出来たのは平成7年3月となっておりますが、初めてこういう資料をもらいました。

農業委員改選の時など随時示していただくようお願いしたいと思います。

○6番委員

はい、6番です。今農用地区域の見直しで農林水産課が各地域を回って説明していますが、中々場所が解らないので農用地区域の地図が無いのか伺います。

○事務局

場所は、各筆の番地で地域指定していますので、大まかな図面はありますが、詳細図は今のところ整備されていません。

○議長

このことについては、現在意見を聞いている段階ですので、意見がまとまった時に農林水産課の方で出来ると思います。

○1番委員

1番です。地区の説明会を実施していますが参加人数が少ないということもあると思います。私も参加させていただきましたけども、中間管理機構の仕事については、概略把握できました。その中で農業委員会との仕事の仕分け、それから実際に動いていくタイムスケジュールはないものでしょうか。

○事務局

スケジュールについては、農地中間管理機構より示されております。農林水産課との業務仕分けについても、出来ております。それは、専任事務委託ということで文書を取り交わしています。

○1番委員

はい解りました。

○議長

他にないですか。

○8番委員

はい、8番です。5ページの赤線のところの新規認定就農者、労働2000時間、所得150万円以上という目標なんですけど、これは総所得か総売上どちらですか。

○農林水産課

これは売り上げから経費を引いた所得になります。

○議長

よろしいですか。他にはないようですので、採決をしたいと思います。

議案第6号「西之表市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直し」について承認する方の挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第6号「西之表市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の見直し」については承認をし、意見を市長に送付したいと思います。

今色々意見も出ましたので、その辺の対応も今後よろしくお願いします。

それと私からのお願いですが、先程2番委員の方からありましたように、事業などの周知徹底がなかなかされていないと思います。

我々農業委員も区会などに出席した際は、必ずこういう制度がありますよと伝えるよ

うにお願いします。また、地域単位の会合がある場合に、解らないことがあれば農林水産課にお願いして説明を受けるという方法が一番であると思いますので、よろしくお願
いします。

○議長

以上で、本日の審議を全て終了します。長時間ご苦勞様でした。

平成26年8月19日

会 長 聯 田 峰 生



8 番 委 員 日 笠 山 隆



9 番 委 員 田 高 仙 三

